

国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの皆さまへ

平成29年8月から、 70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります

❖国民健康保険高齢受給者証の対象となる方❖

- 国民健康保険をお持ちの方で70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から75歳になるまで75歳の誕生日当日からは、国保から後期高齢者医療制度に移行して医療を受けることになります。
- ※有効期限が平成29年8月1日からの高齢受給者証は、7月中に郵送いたします。

❖後期高齢者医療被保険者証の対象となる方❖

- 75歳以上の方全員
- 65歳以上75歳未満で一定の障害があり、申請することで広域連合の認定を受けた方
- ※生活保護を受けている方は除く(国民健康保険、後期高齢者医療制度のいずれも)

..... 高額療養費制度について

1ヶ月(同じ月)に支払った医療費が高額になり、自己負担限度額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

平成29年8月より、70歳以上の方の自己負担限度額が下記表のとおり、変更になります

自己負担限度額(月額)

平成29年7月31日まで				平成29年8月1日から			
所得区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)		外来+入院 (世帯ごと)	
現役並み 変わります	課税所得 145万円 以上の方	44,400円	80,100円+1% (注1) 〔44,400円〕 (注2)	57,600円		80,100円+1% (注1) 〔44,400円〕 (注2)	
	現役並み所得者、 低所得者Ⅱ、 低所得者Ⅰ 以外の方	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限 144,000円) (注3)		57,600円 〔44,400円〕 (注2)	
低所得者Ⅱ	住民税 非課税世帯 (低所得者Ⅰ 以外の方)	8,000円	24,600円	8,000円		24,600円	
低所得者Ⅰ	住民税 非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)		15,000円			15,000円	

(注1)「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算します。

(注2) 過去12ヶ月以内に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円となります。

(注3) 毎年8月～翌年7月が対象となります。

お願い

医療機関で発行された領収書は必ず受け取り、保管してください。高額療養費の請求や、税の医療費控除を受ける際に必要ですので、コピーをとるなどして、大切に保管してください。

お問い合わせ先

鏡野町役場 保健福祉課 国保係・後期高齢者医療係
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2981